

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	群馬社会福祉専門学校
設置者名	学校法人 昌賢学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
社会福祉専門課程	福祉保育学科	夜・通信	77 単位	6 単位	
	介護福祉専攻科	夜・通信	67 単位	3 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページにて公表 情報公開→シラバス http://www.shoken-gakuen.ac.jp/college/about/disclosure.html

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	群馬社会福祉専門学校
設置者名	学校法人 昌賢学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

ホームページにて公表 情報公開→基本情報公開→学校法人役員名簿 http://www.shoken-gakuen.ac.jp/college/about/disclosure.html
--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	株式会社代表取締役	2023.6.21～ 2026.6.20	組織運営等の事項に関すること 施設設備等の物的事項に関すること
非常勤	介護老人保健施設副施設長	2023.6.21～ 2026.6.20	教育課程の運営に関すること 教職員等の人的事項に関すること
非常勤	天台宗住職	2023.6.21～ 2026.6.20	組織運営等の事項に関すること 施設設備等の物的事項に関すること
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	群馬社会福祉専門学校
設置者名	学校法人 昌賢学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>教務委員会を中心に「授業概要(シラバス)」の作成に向けた取り組みを行っている。保育士資格、幼稚園教諭二種免許(教育連携)、介護福祉士資格取得を主眼とする課程であり、それぞれの管轄機関の指導、到達目標に沿って構成し、作成要領を作成上のガイドラインとして「授業概要」への反映を徹底している。</p>	
<p>・ 授業計画書(シラバス)の作成過程、公表時期</p> <p>教科担当者へ作成要領(留意事項)に基づき作成を依頼 (2月)</p> <p>教科担当者より提出 (3月)</p> <p>教務委員会による記載内容の確認 (3月)</p> <p>教科担当者による加除訂正 (3月)</p> <p>ホームページにて公表 (4月)</p>	
<p>・ 授業計画書(シラバス)の項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 授業のタイトル(教科名) 2. 授業の種類：講義・演習・実習の別 3. 授業担当者 4. 授業の回数 5. 時間数(単位数) 6. 配当学年・時期 7. 必修・選択の別 8. 実務経験の概要と授業との関連性 9. 授業の目的、ねらい 10. 授業全体の内容の概要 11. 授業修了時の達成課題(到達目標) 12. 授業の日程と各回のテーマ、内容、授業方法 13. 履修に当たっての留意点 14. 使用テキスト・参考文献 15. 単位認定の方法及び基準 	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>ホームページにて公表 情報公開→シラバス</p> <p>http://shoken-gakuen.ac.jp/collage/about/disclosure.html</p>

<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>本校の学修成果は以下の試験で判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期末、後期末に実施される定期試験 ・卒業資格を判定する卒業試験 <p>以下の成績評価の基準により単位授与を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験資格は実授業時間数の3分の2並びに実習時間数の5分の4以上の出席を条件とする。 ・試験は100点を満点とし60点以上を合格、59点以下の者には再試験までにさらなる努力を促し、再度の評価を行う。 ・教科ごとに試験の評価を下記段階で表し、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。 <ul style="list-style-type: none"> A (80点以上) B (70点～79点) C (60点～69点) D (59点以下) ・教科全体の成績には受講態度、レポートへの取り組み、課題提出状況なども「学習意欲」として加味する。 	
<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>成績評価の指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科ごとの成績評価を点数(100点満点)に換算し、取得した点数の平均を求める。 <ul style="list-style-type: none"> A (100点) B (79点) C (69点) 合格・履修 (60点) 以上合格 以下不合格 D (0点) 欠試 (0点) 不可 (0点) ・算出は年度内において2回(前期および年度末)行い、通年の教科については年度末にのみ含める。 	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>ホームページにて公表 情報公開→修学上の情報 http://shoken-gakuen.ac.jp/collage/about/disclosure.html</p>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業に関する要件の適用については、学則第 24 条に定めるとおり、所定の修業年限を在学し、卒業必要単位を修得した者に対し、卒業判定会議の議を経て校長が卒業を認定している。

「ディプロマ・ポリシー」を作成し、真摯かつ厳格に遵守している。

[全学ディプロマ・ポリシー]

本学園は、「仁」を建学の精神とし「知行合一」を教育理念とする。人間としての成長目標である「質実剛健」「敬愛」「至誠」「忠恕」を身に付け、以下の諸能力を実行できる学生に学位を付与する。 ※ 学位は学士、短期大学士、専門士を含む

[群馬社会福祉専門学校ディプロマ・ポリシー]

福祉保育学科

所定の単位を修得し、全学ディプロマ・ポリシーと以下に示す諸能力を有するものは、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状を取得することができる。

(1) 知識・理解

子どもの福祉・教育に関する知識を習得し、子どもをとりまく諸課題を多角的に考察できる。

(2) 汎用的技能

子どもの思いを引き出し、発達課題に対する支援方法を言語化、文章化できる。

(3) 態度・志向性

① 本学の仁の精神に則り、子どもの最善の利益を尊重できる専門職としての職業倫理を身に付けている。

② 子どもの発達に影響を与える家庭や地域の課題を福祉的視点から捉え、課題解決に向けた支援を家庭や地域に還元する意欲がある。

(4) 総合的な学習経験と創造的思考力

習得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、子どもをとりまく諸課題を自ら発見し、その解決に向けて地域や多職種と協同しながら主体的に取り組むことができる。

介護福祉専攻科

所定の単位を修得し、全学ディプロマ・ポリシーと以下に示す諸能力を有するものは、介護福祉士国家試験を経て資格取得することができる。

<p>(1) 知識・理解</p> <p>① 介護の現場が求める介護福祉士としての基礎知識を習得している。</p> <p>② 介護を必要とする人に関する基礎知識(心身の状況に応じた介護、心身のしくみ、関連する諸制度)を有している。</p> <p>(2) 汎用的技能</p> <p>① 介護を必要とする人及びその家族の個別ニーズを理解して、それを介護実践できる力を有している。</p> <p>② 他職種と連携を取り介護を必要とする人その家族ニーズの満足度を高める力を有している。</p> <p>(3) 態度・志向性</p> <p>① 利用者及びその家族の個別ニーズに沿った個別援助計画を作成し、それを実践できる。</p> <p>② 利用者及びその家族の満足度を高めることができる力を持つことができる。</p> <p>(4) 総合的な学習経験と創造的思考力</p> <p>① 介護を必要とする人及びその家族の個別ニーズを理解するための思考、判断力を有している。</p> <p>② 介護福祉士に必要な倫理観を備え、介護現場で必要とされる思考、判断力を有している。</p>	
<p>卒業の認定に関する方針の公表方法</p>	<p>ホームページにて公表 情報公開→修学上の情報 http://shoken-gakuen.ac.jp/collage/about/disclosure.html</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	群馬社会福祉専門学校
設置者名	学校法人 昌賢学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	ホームページにて公表 情報公開→基本情報公開→財務状況(リンク)→群馬医療福祉大学→財務状況 http://shoken-gakuen.ac.jp/collage/about/disclosure.html
収支計算書又は損益計算書	上記ホームページにて公表
財産目録	上記ホームページにて公表
事業報告書	上記ホームページにて公表
監事による監査報告(書)	上記ホームページにて公表

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
教育・社会福祉分野		社会福祉専門課程	福祉保育学科	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	80単位	33単位	45単位	6単位	0単位	1単位
			85単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
100人		57人	0人	6人	18人	24人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>保育士資格取得を主眼とする課程であり、教育連携校の併修により幼稚園教諭免許取得を可能としている。</p> <p>厚生労働省、文部科学省の指導、資格取得時の到達目標に沿って構成し、福祉を学びの中心に捉え、将来保育者として保育所や幼稚園で子どもの成長発達に携わりたい、または障害児者の分野に関心のある学生に対しても十分に応えられるカリキュラムを編成し、「授業概要」により公表している。年間を通して実技・演習に重点を置き、専門職としての資質と実践力を備えた人材を養成する。</p> <p>・授業概要(シラバス)の項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 授業のタイトル(教科名) 2. 授業の種類：講義・演習・実習の別 3. 授業担当者

4. 授業の回数
5. 時間数(単位数)
6. 配当学年・時期
7. 必修・選択の別
8. 実務経験の概要と授業との関連性
9. 授業の目的、ねらい
10. 授業全体の内容の概要
11. 授業修了時の達成課題(到達目標)
12. 授業の日程と各回のテーマ、内容、授業方法
13. 履修に当たっての留意点
14. 使用テキスト・参考文献
15. 単位認定の方法及び基準

成績評価の基準・方法

(概要)

本校の学修成果は以下の試験で判定する。

- ・前期末、後期末に実施される定期試験
- ・卒業資格を判定する卒業試験

以下の成績評価の基準により単位授与を行う。

- ・受験資格は実授業時間数の3分の2並びに実習時間数の5分の4以上の出席を条件とする。
- ・試験は100点を満点とし60点を合格、59点以下の者には再試験までにさらなる努力を促し、再度の評価を行う。
- ・教科ごとに試験の評価を下記段階で表し、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。
A (80点以上) B (70点～79点) C (60点～69点) D (59点以下)
- ・教科全体の成績には受講態度、課題への取り組みや提出状況に加え、生活態度など将来の教育者としての意欲や人間性も加味する。

卒業・進級の認定基準

(概要)

卒業・進級の認定基準は、「全学ディプロマ・ポリシー」に基づき「群馬社会福祉専門学校ディプロマ・ポリシー」として遵守する。

・進級の認定基準

各年次に定める必要単位を修得し、所定の学納金を完納した者に対し、進級判定会議の議を経て進級を認定する。

・卒業の認定基準

卒業に関する要件の適用については、学則第24条に定めるとおり、所定の修業年限を在学し、卒業必要単位を修得した者に対し、卒業判定会議の議を経て校長が卒業を認定する。

[全学ディプロマ・ポリシー]

本学園は、「仁」を建学の精神とし「知行合一」を教育理念とする。人間としての

成長目標である「質実剛健」「敬愛」「至誠」「忠恕」を身に付け、以下の諸能力を実行できる学生に学位を付与する。 ※ 学位は学士、短期大学士、専門士を含む

[群馬社会福祉専門学校ディプロマ・ポリシー]

福祉保育学科

所定の単位を修得し、全学ディプロマ・ポリシーと以下に示す諸能力を有するものは、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状を取得することができる。

(1) 知識・理解

子どもの福祉・教育に関する知識を習得し、子どもをとりまく諸課題を多角的に考察できる。

(2) 汎用的技能

子どもの思いを引き出し、発達課題に対する支援方法を言語化、文章化できる。

(3) 態度・志向性

① 本学の仁の精神に則り、子どもの最善の利益を尊重できる専門職としての職業倫理を身に付けている。

② 子どもの発達に影響を与える家庭や地域の課題を福祉的視点から捉え、課題解決に向けた支援を家庭や地域に還元する意欲がある。

(4) 総合的な学習経験と創造的思考力

習得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、子どもをとりまく諸課題を自ら発見し、その解決に向けて地域や多職種と協同しながら主体的に取り組むことができる。

学修支援等

(概要)

- ・クラス担任制を敷き、学修ばかりでなく心身の健康保持等様々な相談に対応。
- ・保護者との連携
- ・欠席、欠時学生および学力不振者への補習の実施
- ・教育連携(併修)の支援

卒業者数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
24人 (100%)	8人 (33.3%)	15人 (62.5%)	1人 (4.2%)

(主な就職、業界等)

- ・保育園 ・幼保連携型認定こども園 ・障害児者施設 ・児童養護施設 ・学童保育

(就職指導内容)

- ・有資格者によるキャリアカウンセリング ・卒業生、職業人講話 ・職業興味検査
- ・職場体験 ・企業、事業所合同説明会開催 ・先進複合施設の見学
- ・ジョブカード、履歴書、志望理由書等作成指導 ・面接指導

(主な学修成果(資格・検定等)) ・保育士資格取得 ・初級パラスポーツ指導員取得 ・幼稚園教諭二種免許取得
(備考) (任意記載事項) ・幼稚園教諭二種免許は小田原短期大学通信教育課程併修により取得。

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
57人	4人	7.0%
(中途退学の主な理由) ・病気療養 ・進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) ・個別相談 ・保護者との面談 ・保護者を交えての三者面談 ・学修支援 ・奨学金制度等の情報提供 ・学費の延納処置等の相談		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
教育・社会福祉分野		社会福祉専門課程	介護福祉専攻科				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1年	昼	79単位	45単位	28単位	6単位	0単位	0単位
			79単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
40人		8人	0人	3人	6人	9人	

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要) 介護福祉士資格取得を主眼とする課程であり、厚生労働省の指導、資格取得時の到達目標に沿って構成されている。 介護の基本的専門的知識、技術を習得させるとともに、介護者に指導ができるような資格であることをふまえ、福祉の現場において社会的に評価される人材となり、なおかつ即戦力として活躍できることを目標として実践的な教育課程を編成し、「授業概要」にて公表している。
・授業概要(シラバス)の項目 <ol style="list-style-type: none"> 1. 授業のタイトル(教科名) 2. 授業の種類 : 講義・演習・実習の別 3. 授業担当者 4. 授業の回数 5. 時間数(単位数) 6. 配当学年・時期

7. 必修・選択の別
8. 実務経験の概要と授業との関連性
9. 授業の目的、ねらい
10. 授業全体の内容の概要
11. 授業修了時の達成課題(到達目標)
12. 授業の日程と各回のテーマ、内容、授業方法
13. 履修に当たっての留意点
14. 使用テキスト・参考文献
15. 単位認定の方法及び基準

成績評価の基準・方法

(概要)

本校の学修成果は以下の試験で判定する。

- ・前期末、後期末に実施される定期試験
- ・卒業資格を判定する卒業試験

以下の成績評価の基準により単位授与を行う。

- ・受験資格は実授業時間数の3分の2並びに実習時間数の5分の4以上の出席を条件とする。
- ・試験は100点を満点とし60点以上を合格、59点以下の者には再試験までにさらなる努力を促し、再度の評価を行う。
- ・教科ごとに試験の評価を下記段階で表し、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。
A (80点以上) B (70点～79点) C (60点～69点) D (59点以下)
- ・教科全体の成績には受講態度、課題への取り組みや提出状況に加え、生活態度など将来の教育者としての意欲や人間性も加味する。

卒業・進級の認定基準

(概要)

卒業・進級の認定基準は、「全学ディプロマ・ポリシー」に基づき「群馬社会福祉専門学校ディプロマ・ポリシー」として遵守する。

- ・進級の認定基準
各年次に定める必要単位を修得し、所定の学納金を完納した者に対し、進級判定会議の議を経て進級を認定する。
- ・卒業の認定基準
卒業に関する要件の適用については、学則第24条に定めるとおり、所定の修業年限を在学し、卒業必要単位を修得した者に対し、卒業判定会議の議を経て校長が卒業を認定する。

[全学ディプロマ・ポリシー]

本学園は、「仁」を建学の精神とし「知行合一」を教育理念とする。人間としての成長目標である「質実剛健」「敬愛」「至誠」「忠恕」を身に付け、以下の諸能力を実行できる学生に学位を付与する。 ※ 学位は学士、短期大学士、専門士を含む

[群馬社会福祉専門学校ディプロマ・ポリシー]

介護福祉専攻科

所定の単位を修得し、全学ディプロマ・ポリシーと以下に示す諸能力を有するものは、介護福祉士国家試験を経て資格取得することができる。

(1) 知識・理解

- ① 介護の現場が求める介護福祉士としての基礎知識を習得している。
- ② 介護を必要とする人に関する基礎知識(心身の状況に応じた介護、心身のしくみ、関連する諸制度)を有している。

(2) 汎用的技能

- ① 介護を必要とする人及びその家族の個別ニーズを理解して、それを介護実践でできる力を有している。
- ② 他職種と連携を取り介護を必要とする人その家族ニーズの満足度を高める力を有している。

(3) 態度・志向性

- ① 利用者及びその家族の個別ニーズに沿った個別援助計画を作成し、それを実践できる。
- ② 利用者及びその家族の満足度を高めることができる力を持つことができる。

(4) 総合的な学習経験と創造的思考力

- ① 介護を必要とする人及びその家族の個別ニーズを理解するための思考、判断力を有している。
- ② 介護福祉士に必要な倫理観を備え、介護現場で必要とされる思考、判断力を有している。

学修支援等

(概要)

- ・ クラス担任制を敷き、学修ばかりでなく心身の健康保持等様々な相談に対応。
- ・ 保護者との連携
- ・ 欠席、欠時学生および学力不振者への補習の実施
- ・ 国家試験対策

卒業生数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)

卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
13人 (100%)	1人 (7.7%)	12人 (92.3%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等)			
・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 児童福祉施設			
(就職指導内容)			
・ 有資格者によるキャリアカウンセリング ・ 卒業生、職業人講話 ・ 職業興味検査			
・ 職場体験 ・ 企業、事業所合同説明会開催 ・ 先進複合施設の見学			
・ ジョブカード、履歴書、志望理由書等作成指導 ・ 面接指導			

(主な学修成果(資格・検定等)) 介護福祉士国家試験 100%合格
(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
13人	0人	0.0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組) ・個別相談 ・保護者との面談 ・保護者を交えての三者面談 ・学修支援 ・奨学金制度等の情報提供 ・学費の延納処置等の相談		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
福祉保育 学科	100,000円	720,000円	180,000円	施設設備費・施設維持費
介護福祉 専攻科	100,000円	720,000円	180,000円	施設設備費・施設維持費
修学支援(任意記載事項)				
①学業特待: 授業料18~72万円免除 ②資格・検定特待: 5~30万円免除 ③同窓子女・子弟: 入学金10万円免除 ④小田原短期大学通信課程併修支援: 44万円				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページにて公表 情報公開→基本情報公開 http://www.shoken-gakuen.ac.jp/college/about/disclosure.html
学校関係者評価の基本方針(実施方法・体制) ・実施方法、体制 外部評価委員として保護者、卒業生、施設経営者、ボランティア団体関係者、教育関係者、地域住民組織などから5~7名程度を選任し構成された評価委員会により、自己評価の結果について検討、評価することを基本とする。

<p>・評価項目 教育理念、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、進路指導、教育環境、学生募集、財務、社会貢献における自己評価の適正と改善策</p> <p>・活用方法 外部評価委員と事務長を責任者とした内部委員(教務・事務)との協議により評価の妥当性を検討の上、必要項目ごとに期日を定め改善に取り組むとともに、その経過についてホームページまたは印刷物にて公表していくものとする。</p>		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
社会福祉法人 理事長	2022年4月1日～ 2024年3月31日	専門分野における業界関係者 施設経営者
元高等学校校長 大学学部長	2022年4月1日～ 2024年3月31日	教育における有識者
会社員	2022年4月1日～ 2024年3月31日	保護者
専業主婦	2023年4月1日～ 2025年3月31日	保護者
社会福祉施設 介護支援専門員	2022年4月1日～ 2024年3月31日	卒業生
学校関係者評価結果の公表方法		
<p>(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページにて公表 情報公開→基本情報公開 http://www.shoken-gakuen.ac.jp/college/about/disclosure.html</p>		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

<p>(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.shoken-gakuen.ac.jp/college/ 学校案内書は本校窓口にて配布、ホームページ・電話による請求により送付。</p>
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H110310000147
学校名	群馬社会福祉専門学校
設置者名	学校法人 昌賢学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		—	—	—
内 訳	第Ⅰ区分	—	—	
	第Ⅱ区分	—	—	
	第Ⅲ区分	—	—	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				—
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定		0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下)		0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況		0人	0人
「警告」の区分に連続して該当		0人	0人
計		0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡つて認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)		0人	0人
G P A等が下位4分の1		0人	0人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況		—	0人
計		—	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。